弘前市総合学習センター 清掃業務委託別記事項

- 1 特別清掃(年間を通じて清掃回数及び目的を指定した清掃)
- (1)委託の日時 甲の指定した日時または承認した日時

(2)清掃の種類		回数	時 期
1	窓ガラスの清掃	2 回	4月、10月
2	照明器具清掃	2 回	5月、11月
3	特別清掃	1回	甲乙協議の上決定
4	じゅうたんの清掃	1回	5月
(5)	建物外周部分の床石清掃	2 回	4月、10月
6	ブラインドの清掃	1回	甲乙協議の上決定

2 清掃内容

- ① 窓ガラス清掃(延べ545.0㎡)
 - ア 窓ガラス、拭き掃除を実施し、汚れの程度に応じて適切な清掃方法とすること。
 - イ 清掃作業は特に作業の安全を確保し、高所作業のときは、高所作業 用の車を使用するなどし、適切な措置を講ずること。
- ② 照明器具清掃

照明器具、蛍光管及び白熱灯の拭き掃除を実施すること。ただし、清掃に当たっては、感電及び漏電等の起こらないよう特に注意を払うこと。

- ③ 特別清掃
 - ア 総合学習センター内の床全面を集中的に、その材質に応じた入念な清掃をする。
 - イ 附属家具(事務室を除く)の石けん水洗い及び拭き取り清掃。
 - ウ 金属部分、把手、階段金具等のみがき出し清掃。
- ④ じゅうたん清掃

泡洗剤塗(ポリッシャーで清掃、及び真空吸引する。)

- ⑤ 建物外周部分の床石清掃 ブラシを用いた水洗いによる清掃。
- ⑥ ブラインドの清掃

その材質に応じた入念な清掃をする。ただし、清掃に当たっては、ブラインドを損傷しないよう特に注意を払うこと。